

宮城県住民基本台帳法施行条例の一部改正（案）について

1 改正の趣旨

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、住民の利便の増進と、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的として、市町村の住民基本台帳のうち本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード、個人番号（※）及びこれらの変更情報）をネットワーク化したもので、全国共通の本人確認ができるシステムです。

都道府県が住基ネットの本人確認情報を利用できるのは、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に定められた事務又は条例で定めた事務に限られています。

今回の改正は、行政事務の効率化を図るため、新たに住基ネットの本人確認情報を利用する事務を追加するものです。

※ 個人番号は番号法第9条第1項（番号法に規定された事務）又は第2項（個人番号を利用することを条例で定めた事務）の規定に基づく事務の処理に限り利用可能。

2 改正の概要

以下の事務について、住基ネットの本人確認情報が利用できるようにするため、改正を行います。

| 事務の名称 | 事務の内容 | 住基ネットの効果 | 執行機関 (担当課) |
|------------------------|--|--|---------------------------------|
| 道路交通法による放置違反金の徴収に関する事務 | 道路交通法による放置違反金の納付命令等を受けるべき者等の生存の事実、生年月日、性別又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ※住民票コード、個人番号は取得しない。 ※放置違反金納付命令等の通知を送付する宛先等について、自動車検査証の記載住所と実際の住所が一致しない場合に確認するほか、滞納処分執行に伴う本人確認を行うもの。 | 市町村への調査照会を省略することによる行政事務の効率化・迅速化により放置違反金制度の公正な実現を図り、もって、道路交通法の目的達成に資する。 | 公安委員会 (警察本部 交通部交通 指導課) |

3 参考

- (1) 現行の宮城県住民基本台帳法施行条例により知事が利用できる事務は32事務、知事以外の執行機関が利用できる事務は7事務です。
- (2) 令和5年7月時点で29都道府県が既に同様の事務を利用可能としています。

4 条例改正の実施時期

令和5年12月頃（令和5年11月定例会へ提案予定）